

2 退職後の勤務に伴い加入する年金制度

手続が必要

(1) 退職時に 60 歳以上の方 (S36. 4. 1 以前生まれ)

退職後に再就職し、年金制度に加入する方は、勤務先を通じて手続をしてください。令和3年4月1日以降、厚生年金に加入しない場合は、手続不要です。

(参考) 「①60歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方」、「②受給資格期間は満たしているが保険料を納付した月数が少なく満額(40年間保険料納付分)の老齢基礎年金が受けられない方」は、①の方は70歳になるまで、②の方は65歳になるまで国民年金に任意加入することができます(厚生年金保険に加入中の方は除く)。手続はお住まいの市区町村の年金窓口で行ってください。

(2) 退職時に 60 歳未満の方 (S36. 4. 2 以降生まれ)

60歳になるまでは公的年金に加入する必要があります。次のア又はイに必ず加入してください。

ア 厚生年金(勤務先で加入する方)

勤務先に確認し、手続をしてください。

イ 国民年金(勤務先で厚生年金に加入しない方・無職の方)

(ア) 自分が加入する場合

退職後14日以内に、お住まいの市区町村の窓口で国民年金(第1号被保険者)の加入手続を行ってください。退職後に当共済組合の任意継続組合員となった場合、子の被扶養者となった場合も国民年金の加入手続は必要です。

(イ) 配偶者の被扶養者になる場合

配偶者が厚生年金に加入しており、あなたが配偶者の被扶養者になる場合は、配偶者の勤務先を通じて国民年金(第3号被保険者)の加入手続を行ってください。(市区町村窓口での国民年金の加入手続は不要です。)

3 60歳未満の被扶養配偶者の年金加入手続

手続が必要

あなたの被扶養配偶者も、60歳になるまでは公的年金に加入する必要があります。

あなたが令和3年4月1日から厚生年金に加入して、配偶者があなたの被扶養者である場合、配偶者はあなたの勤務先を通じて国民年金第3号被保険者の手続を行い、年金制度に加入することになります。

あなたが令和3年4月1日以降厚生年金に加入しない場合は、配偶者本人が国民年金加入の手続を行ってください。配偶者が当共済組合の任意継続組合員の被扶養者になった場合も、国民年金の加入手続は必要です。

4 年金関係 手続一覧表

令和3年4月1日以降の勤務形態	地方公務員(公立学校教職員を含む)		国家公務員		その他	
	フルタイム職員		短時間職員			
	神奈川県教育委員会 所管の教職員及び 県内市町村立学校の 教職員 ・正規教職員 ・臨時的任用職員 ・再任用職員 (フルタイム)	①他都道府県教育委員会 所管の教職員及び他都道 府県内市町村立学校の教 職員 ・正規教職員 ・臨時的任用職員 ・再任用職員 (フルタイム) ②国家公務員 ③地方公務員 (①を除く)	・再任用職員 (短時間) ・会計年度任用 職員 (パートタイム)	④民間企業 (フルタイム) ⑤私立学校の 教職員	・アルバイト等の 短時間勤務 ・自営業 ・無職	
退職時の年金関係手続	退職に伴う年金 関係手続	手続なし	「組合員転出届書」 の提出 (①は不要)	○ S33.4.2以降生まれの方 (年金受給権発生前) 「退職届書」の提出 ○ S33.4.1以前生まれの方 (年金受給権発生後) 「年金改定請求書」の提出※		
	手続窓口	—	退職時の所属所			
令和3年4月1日以降の年金	加入する年金制度	厚生年金				⑥60歳以上 なし ⑦60歳未満 国民年金 (第1号又は 第3号)
	年金の実施機関	公立学校共済組合 (神奈川支部)	①公立学校共済組合 (他支部) ②国家公務員共済組合 ③地方公務員共済組合 (市町村職員共済組合等)	日本年金機構	④日本年金機構 ⑤日本私立学校 振興・共済事 業団	⑥なし ⑦日本年金機構
	手続窓口	手続なし	令和3年4月1日以降の勤務先			⑦在住の市区町村
	60歳未満の被扶養 配偶者が加入する 年金(P4)	国民年金(第3号)				国民年金 (第1号)
	手続窓口	手続なし	令和3年4月1日以降の勤務先			在住の市区町村
※「年金改定請求書」は自宅に送付され、神奈川支部に送付していただきます。(退職時の所属所は通しません。)						